

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(注)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、あらかじめ、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - ・ 条例を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 7③の移譲事務等の実施に関する計画を作成し、又は変更しようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする。移譲事務等補佐役は、特定広域連合等の長の補助機関である職員のうちから特定広域連合等の長が命ずることとし、移譲事務等に関し特定広域連合等の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合において、災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他の政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。